

教育制度等検討委員会

第1回

学校施設等専門部会 資料



平成19年7月26日



学校施設等専門部会 検討項目

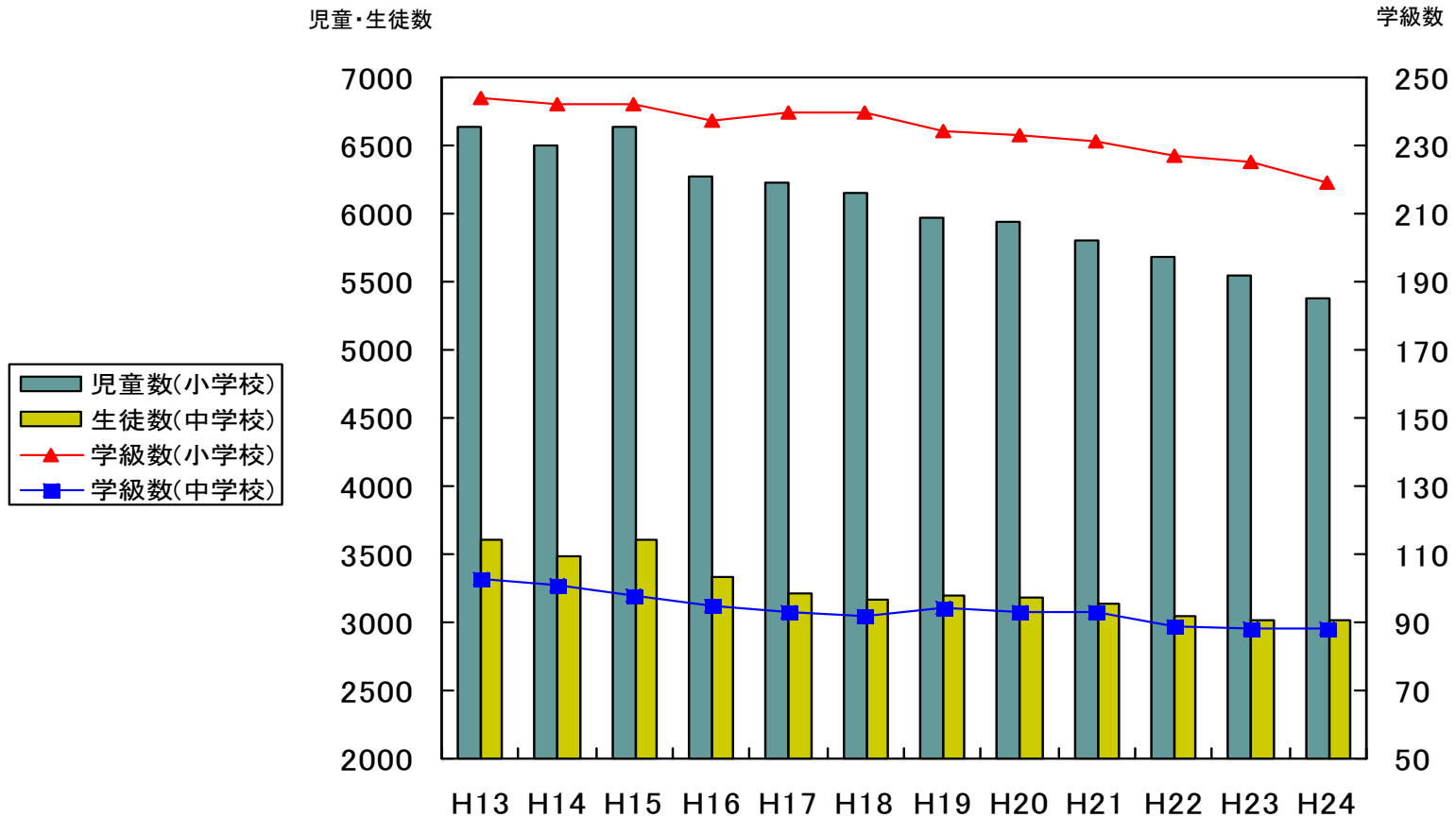
- 1 学校適正規模及び通学区の検討
 - (1) 子どもの集団活動からの視点
 - (2) 教育活動からの視点
 - (3) 学校運営と教員配置からの視点
 - (4) 通学区域を適正規模や適正配置からとらえる視点
- 2 学校の建て替えと統合計画について
 - (1) 子どものための学習環境整備の視点
 - (2) 教育制度からの視点
- 3 学校選択制の検討について
 - (1) 学校選択制度実施の有効性からの視点



● なぜ学校規模の適正化を図る必要があるのか？

三条市の学校の現状

児童、生徒数の推移と学級数の推移は年々減少傾向にある

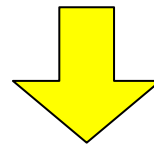


(1) 子どもの集団生活からの視点



〔 課題 〕

- 学校規模が小さいと6年間、3年間あるいは9年間のトータルの中で限られた人間関係の中で過ごす。
- 1学年1学級では、クラス替え等ができない



その結果・・・

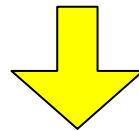
- 他の児童や教職員との多様な関わりを通じ、身につけるべき社会性がつきにくい
- けんかなどによる人間関係のこじれが尾を引き、その修復に向けた対応が難しい
- 学年同士の切磋琢磨がない。(顔ぶれが同じなので、向上心が育ちにくい)

(2) 教育活動からの視点



〔 課題 〕

- 集団による学習効果を得ることが難しい。



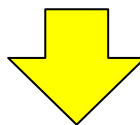
具体的には、...

- グループ別学習や部活動、運動会など一定規模の集団を前提とする教育活動による学習効果を得ることが難しい。
- 音楽・体育・総合的な学習の時間などの指導で、効果的な集団活動が図りにくい。
- クラブ活動、特に団体競技の選択の幅が狭い
- 団体競技ではゲーム形式の練習が難しい。
- 授業で出てくる意見が少ないため、考え方の広がりがない。
- 問題解決的な学習で多様な考えや意見を出しあい、互いに学びあうという側面が弱い。

(3) 学校運営と教員配置からの視点

〔 課題 〕

- 公立の小中学校における教職員数は、法律*により、1学級あたりの児童生徒数を40人を前提として、学級数に応じた教職員定数の標準が定められている。
- 特に中学校においては、教科ごとの専門性が必要となるが、学級数が少なくなるとそれに応じて教員数の配置が少なくなる。



その結果、...

- 学校規模に関わらず校務はほとんど変わらないため、教員1人にかかる校務負担が増える
- 中学校の教科担任制においては、教科ごとに複数の教員を配置することができなくなるため、教員間での情報交換や共同研究を行うことが難しい。(教員数が多いほど、多様な取組みが実施しやすい。)
- 小学校においても同学年間で、指導方法や教材選択などの情報交換が難しい。
- 学校経営において物事を多面的にとらえる議論がされにくいことがある。

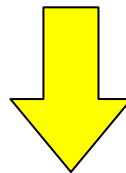
*法律:「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」

三条市内中学校の学校規模による比較(平成18年度)

	A 中	B 中	C 中
学年学級数	1・3年1学級 2年2学級	3学級	6学級(特別支援学級2)
学校規模	4学級規模	9学級規模	20学級規模
学級人数	20～36人	36～33人	36～31人
学年人数	50～36人	108～97人	218～191人
全校人数	127人	310人	628人
クラス替え	学年によりできる	できる	
教職員の配当 基準(18年度)	教諭 6人	教諭 14人	教諭 31人
少人数加配	1人	2人	5人
教科指導の具体例	2教科で複数教員 1教科免許所有者なし	7教科で複数教員	9教科で複数教員
	教科担任は、ほぼ同じ 先生になる。	学年・学級により教科担任が変わる可能性がある。	
教科打合せ	ほとんどできない。	教科内で、開催できる。	
部活動の具体例	7部活	10部活	23部活
	運動系5 文科系2	運動系8 文科系2	運動系14 文科系9
総合的な学習の時間	教員数が多いほど、多様な取り組みを実施しやすい。		
校務分掌	学校規模に関わらず校務はほとんど変わらない。		

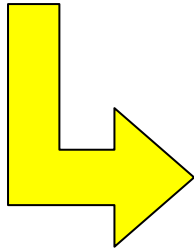
小規模校のメリット

- 課題がある他方で小規模校なりのメリットもある。
 - 教師と児童の1対1のやりとりの機会が多いので、子ども一人ひとりの状況が把握しやすい。(それぞれに応じたきめ細かな丁寧な指導ができる。) など…
- 現状でも小規模校においてはこうした良さを活かしながら、できるだけ課題をカバーするような取組みもされている。



克服することが難しい、「学校規模そのものに起因する課題」があることも事実である。

課題克服の手法



適正規模の確保。

(1) 子どもの集団活動からの視点

- ・児童生徒、教員間において多用な人間関係を育むことができる規模
- ・相互理解を深め、切磋琢磨しながら社会性を養える規模

(2) 教育活動からの視点

- ・グループ学習や部活動、学校行事など、一定規模の教育活動が支障なく成立する規模

(3) 学校運営と教員配置からの視点

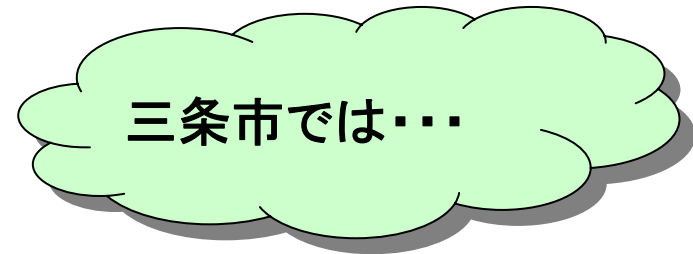
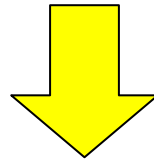
- ・学校運営や教員の指導力等向上に効果的な教員人数の確保



3つの視点から勘案した適正規模とは？

学校教育法施行規則第17条では、小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない。

* 中学校においても、同施行規則55条において小学校の規模を準用。



【小学校】	12学級以上
【中学校】	9学級以上

(4) 通学区域を適正規模や適正配置からとらえる視点



三条市の通学区の現状

○通学区域

<三条市の規程>

- (1) 平成17年5月1日教育委員会規則第14号の「三条市立学校通学区域規則」で規定した通学区域となっている。(小学校24校、中学校9校をベースとした通学区域)
三条市立学校通学区域規則⇒資料1のとおり
- (2) 通学区域の調整として、就学する学校を申出により選択することができる区域を設けている。(同規則第3条の規定による)
- (3) 学区外・区域外就学の弾力化を実施している。(学区外就学の承認基準及び区域外就学の承認基準による)

(H19.5.1 現在)

小・中学校の別	学校数	児童生徒数*	通学区域(行政区)数	学区外就学者数	区域外就学者数 (他市町村からの入学)
小学校	24校	5,960人	255区域	283人	8人
中学校	9校	3,167人	〃	90人	9人
合計	33校	9,127人	255区域	373人	17人

* 児童生徒数には、区域外就学者を含む



○通学距離

各地域における児童生徒の最長通学距離

(H19.5.1 現在)

地域名	最長の通学距離		該当通学区域(行政区)		該当児童生徒数	
	小学生	中学生	小学生	中学生	小学生	中学生
三条地域	3.6km	5.3km	籠場 (みはらし団地)	井戸場	10人	7人
栄地域	5.4km	3.8km	鬼木新田	鬼木新田、鬼木、尾崎、今井野新田、小滝	11人	59人
下田地域	7.3km	15.5km	葎谷	葎谷	5人	4人

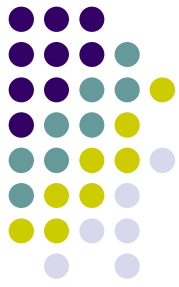
* 学区外通学を除く

○スクールバス運行の現状

<三条市の規程>

平成17年5月1日教育委員会規則第19号の「三条市スクールバス運行規則」に基づき運行されている。

スクールバス送迎該当地域一覧⇒資料2のとおり



○三条市遠距離通学費補助金の現状

遠距離から交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者への負担軽減と通学の安全を図るため、交通機関を利用し通学する児童生徒の保護者に対し遠距離通学費補助金を交付している。

H18年度遠距離通学費補助金交付実績

H19.3.31現在

区分	地域名	児童生徒数 (実績)	交付額 (実績)	補助率	備考
遠距離通学 費補助金	三条地域	44人 (全て小学生)	637,678円	1/2以内 補助	袋、金子新田、入蔵新田、大島、土場 〔片道3km以上で交通機関を利用…通年〕
	栄地域	100人 (全て小学生)	1,095,851円		福島新田丙、猪子場新田、吉野屋 〔片道3km以上で交通機関を利用…通年〕
	下田地域 (冬季バス、冬 季マイカー)	36人 (全て中学生)	227,820円		花淵、棚鱗、島潟、福岡、高岡、下大浦、 笹岡、大沢、福沢 ◎〔下田中から片道3km以上で路線バスを 利用…冬期間4箇月〕 ◎〔下田中から片道3km以上でスクールバ ス及び路線バスの利用が困難…冬期間4 箇月。ただし、市長が認める場合は1年間〕
	小計	180人	1,961,349円		
通学バス運 行補助金	栄地域 (栄中学校冬季)	141人	1,200,000円	1/3以内 補助	川通地区: 鬼木新田外11集落 山手地区: 小滝外6集落
合計		321人	3,161,349円		

現状から勘案した課題

- 通学距離・通学時間の負担への配慮と通学路の安全性の確保
- 遠距離通学者への通学手段の確保(スクールバス等による)



三条市通学区のあるべき姿

1. 通学距離や通学時間によって児童生徒の教育環境に格差が生じないように配慮する。
2. 統廃合、学区修正を行う際の通学距離、通学時間については、次のとおりとする。

- 小学校・・・概ね4km以内
- 中学校・・・概ね6km以内
- 通学時間・・・概ね1時間程度を限度

国の基準通学距離は
小学校・・・概ね4km以内
中学校・・・概ね6km以内

義務教育諸学校等の国庫負担等に関する法律施行令による

3. 安全・安心な通学路の確保(通年、冬期間運行を含め)

スクールバス、路線バス等の利用

4. 遠距離通学者の保護者への負担軽減

